

京都市訓令甲第 7 号
序 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年8月6日

京都市長 門 川 大 作

別表文化市民局の款地域自治推進室の項中

「

市役所証 明書発行 コーナ ー，地下 鉄竹田駅 証明書発 行コーナ ー，地下 鉄山科駅 証明書発 行コーナ ー，地下 鉄北大路 駅証明書 発行コー ナー及び 阪急桂駅 証明書発 行コーナ ーに勤務 する職員	交替に 午前8時30分か ら午後5時15分 まで 午前10時30分 から午後7時15 分まで	一般職員に 同じ	4週間を通 じて8日， 祝日法によ る休日並び に1月2 日，同月3 日及び12 月29日か ら同月31 日まで
---	--	-------------	---

を

」

「

市役所証明書発行コーナー、地下鉄竹田駅証明書発行コーナー、地下鉄山科駅証明書発行コーナー、地下鉄北大路駅証明書発行コーナー及び阪急桂駅証明書発行コーナーに勤務する職員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前10時30分から午後7時15分まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
マイナンバーカードセンターに勤務する職員	交替に 午前8時から午後4時45分まで 午前8時30分から午後5時15分まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日か

に改める。

	午前10時30分 から午後7時15 分まで		ら同月31 日まで
--	-----------------------------	--	--------------

」

別表保健福祉局の款医療衛生推進室の項医療衛生企画課の目中

「

交替に
午前8時30分か ら午後5時15分 まで
午前8時45分か ら午後5時30分 まで
午前11時15分 から午後8時まで

「

交替に
午前8時30分か ら午後5時15分 まで
午前8時45分か ら午後5時30分 まで
午前11時15分 から午後8時まで
午後0時45分か ら午後9時30分 まで

を

に改める。

」

」

附 則

この訓令中別表文化市民局の款地域自治推進室の項の改正規定は令和3年9月1日から、その他の改正規定は同年8月10日から施行する。

(行財政局人事部給与課)